



下呂市保有個人情報等の取扱いに関する安全管理措置規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

下呂市長 山 内 登



令和 8 年下呂市訓令第 14 号

下呂市保有個人情報等の取扱いに関する安全管理措置規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 管理体制（第 3 条－第 8 条）
- 第 3 章 教育研修（第 9 条）
- 第 4 章 職員の責務（第 10 条）
- 第 5 章 保有個人情報等の取扱い（第 11 条－第 23 条）
- 第 6 章 情報システムにおける安全の確保等（第 24 条－第 39 条）
- 第 7 章 情報システム室等の安全管理（第 40 条・第 41 条）
- 第 8 章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等（第 42 条・第 43 条）
- 第 9 章 サイバーセキュリティの確保（第 44 条）
- 第 10 章 安全管理上の問題への対応（第 45 条－第 47 条）
- 第 11 章 監査及び点検の実施（第 48 条－第 50 条）
- 第 12 章 雑則（第 51 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、本市が保有する個人情報、個人番号及び特定個人情報（以下「保有個人情報等」という。）の適切な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この規程における用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に定めるところによる。

第 2 章 管理体制

(総括保護管理者)

第3条 保有個人情報等の管理に関する事務を総括するため、総括保護管理者を置き、副市長をもって充てる。

(保護管理者)

第4条 保有個人情報等を取り扱う課(局、所、センターその他必要な組織を含む。以下同じ。)における保有個人情報等を適切に管理するため、課に保護管理者を置き、当該課の長をもって充てる。

- 2 前項に定めるもののほか、保護管理者は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合は、当該情報システムの情報システム管理者(情報システムを管理する課の保護管理者をいう。以下同じ。)と連携し、その任に当たるものとする。
- 3 前項に定める情報システム管理者と連携し、その事務を管理及び統括するため、統括情報システム管理者を置き、情報担当部長をもって充てる。
- 4 保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。

(1) 個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の漏えい、滅失又は毀損等(以下「情報漏えい等」という。)事案の発生又は兆候を把握した場合の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を含む。以下同じ。)から保護管理者への報告連絡体制

(2) 特定個人情報等を取り扱う職員(以下「特定個人情報等事務取扱担当者」という。)がこの規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の保護管理者への報告連絡体制

(3) 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

(4) 特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

(保護担当者)

第5条 保有個人情報等を取り扱う課に保護担当者を置き、当該課の保護管理者が指名する職員をもって充てる。

- 2 前項の保護担当者は、保護管理者を補佐し、課における保有個人情報等の管理に関する事務を行うものとする。

(監査責任者)

第6条 保有個人情報等の管理の状況について監査するため、監査責任者を置き、個人情報担当課長をもって充てる。

(特定個人情報等事務取扱担当者の指定等)

第7条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱うときは、特定個人情報等事務取扱担当者及びその役割を指定する。

- 2 保護管理者は、特定個人情報等事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

(保有個人情報等の適切な管理のための委員会)

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡及び調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする保有個人情報等の安全管理に関する委員会（以下「委員会」という。）を設け、定期的に又は随時に開催する。

2 総括保護管理者は、必要に応じて前項の委員会に情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者の参加を求めることができる。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、総括保護管理者が別に定める。

第3章 教育研修

第9条 総括保護管理者は、職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の向上を図るための啓発その他必要な教育研修を実施する。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関し、必要な教育研修を実施する。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課における保有個人情報等の適切な管理のために、必要な教育研修を実施する。

4 保護管理者は、当該課の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4章 職員の責務

第10条 職員は、法及び番号法の規定に基づき、関連する法令及び条例等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第11条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限り、指定する。

2 前項のアクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。また、業務上の目的で保有個人情報等にアクセスする場合は、必要最小限の範囲としなければならない。

(複製等の制限)

第12条 保護管理者は、職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定することができる。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
(誤りの訂正等)

第 13 条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(媒体の管理等)

第 14 条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管及び施錠を行う。

- 2 保護管理者は、職員が保有個人情報等の記録がされている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ＩＣカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

(誤送付等の防止)

第 15 条 保護管理者は、職員における保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

(廃棄等)

第 16 条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

- 2 保有個人情報等の消去又は保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合には、職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第 17 条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

(外的環境の把握)

第 18 条 保護管理者は、保有個人情報等が外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人番号の利用の制限)

第 19 条 職員は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限り、個人番号を利用する。

(特定個人情報等の提供の求めの制限)

第 20 条 特定個人情報等事務取扱担当者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第 21 条 特定個人情報等事務取扱担当者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集又は保管の制限)

第 22 条 特定個人情報等事務取扱担当者は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の特定個人情報等を収集し、又は保管してはならない。

(特定個人情報等の取扱区域)

第 23 条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（事務を行う執務室等、区切られた場所をいう。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。

第 6 章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第 24 条 統括情報システム管理者は情報システム管理者に対し、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第 37 条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定し、アクセス制御のために必要な措置を講じさせるものとする。

2 統括情報システム管理者は情報システム管理者に対し、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じさせるものとする。

(アクセス記録)

第 25 条 統括情報システム管理者は情報システム管理者に対し、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講じさせるものとする。

2 統括情報システム管理者は情報システム管理者に対し、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じさせるものとする。

(アクセス状況の監視)

第 26 条 統括情報システム管理者は情報システム管理者に対し、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情

報等を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該機能の定期的確認等の必要な措置を講じさせるものとする。

(管理者権限の設定)

第 27 条 統括情報システム管理者は情報システム管理者に対し、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じさせるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第 28 条 統括情報システム管理者は情報システム管理者に対し、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセス（アクセス権限を有しない者が情報システムの内部へ侵入を行う行為をいう。以下同じ。）を防止するため、ファイアウォール（外部の通信回線からの不正なアクセスを防御する仕組みをいう。以下同じ。）の設定による経路制御等の必要な措置を講じさせるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第 29 条 統括情報システム管理者は情報システム管理者に対し、不正プログラム（情報システムに害悪な動作をさせるためのデータをいう。以下同じ。）による保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェア（情報システムを動作させるためのデータをいう。）に関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置を講じさせるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第 30 条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

2 保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第 31 条 統括情報システム管理者は情報システム管理者に対し、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講じさせるものとする。

2 職員は、前項の措置を踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(記録機能を有する機器及び媒体の接続制限)

第 32 条 統括情報システム管理者は情報システム管理者に対し、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、U S B メモリ等の記録機能を有する機器及び媒体の情報システム端末への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講じさせるものとする。

（端末の限定）

第 33 条 統括情報システム管理者は情報システム管理者に対し、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講じさせるものとする。

（端末の盗難防止等）

第 34 条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

第 35 条 職員は、情報システム管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

（第三者の閲覧防止）

第 36 条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフ（情報システムの利用を終了することをいう。）を行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

（入力情報の照合等）

第 37 条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行う。

（バックアップ）

第 38 条 情報システム管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

（情報システム設計書等の管理）

第 39 条 情報システム管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

第 7 章 情報システム室等の安全管理

（入退管理）

第 40 条 情報システム管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査

等の措置を講ずる。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

- 2 情報システム管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
- 3 情報システム管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

（情報システム室等の管理）

第 41 条 情報システム管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずる。

- 2 情報システム管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第 8 章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

（保有個人情報等の提供）

第 42 条 保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき、行政機関等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、法第 70 条の規定により、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき、行政機関等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、法第 70 条の規定により、安全管理の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、他の行政機関等に保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第 70 条の規定により、前 2 項に規定する措置を講ずる。

（業務の委託等）

第 43 条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報等（特定個人情報等を含む。以下同じ。）の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。この場合において、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、必要に応じて、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項について書面（電磁的記録を含む。）で確認する。

- (1) 個人情報等に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
 - (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下この条において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - (3) 個人情報等の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報等の安全管理措置に関する事項
 - (5) 個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (6) 委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
- 2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報等の範囲は、委託する業務内容に照らし、必要最小限の範囲に限るものとする。
 - 3 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における作業の管理体制及び実施体制や個人情報等の管理の状況について、必要に応じて、実地検査等により確認するものとする。
 - 4 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第 1 項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。
 - 5 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。
 - 6 保有個人情報等を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

第 9 章 サイバーセキュリティの確保

（サイバーセキュリティに関する対策の基準等）

第 44 条 市は、個人情報等を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たり、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 26 条の規定によるサイバーセキュリティ戦略本部により作成されたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考とし、取り扱う保有個人情報等の性質等に照らし、適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。

第 10 章 安全管理上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第 45 条 保有個人情報等の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告する。

- 2 保護管理者は、前項の報告を受けたときは、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の LAN ケーブルを抜くなど、被害拡大防止のための応急の措置については、直ちに行うものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市長に速やかに報告する。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。
- 6 情報システム管理者は、前項に規定する必要な措置の実施状況を確認するとともに、同種の業務を実施している課に再発防止措置を共有する。

(法に基づく報告及び通知)

第 46 条 総括保護管理者は、漏えい等が生じた場合であって法第 68 条第 1 項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第 2 項の規定による本人への通知を要する場合において、前条第 1 項から第 5 項までの規定によるものと並行し、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

(公表等)

- 第 47 条 総括保護管理者は、法第 68 条第 1 項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第 2 項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策を公表し、当該事案に係る本人への連絡等の措置を講ずる。
- 2 総括保護管理者は、市民の不安を招きかねない事案（委託先において個人情報等の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等）については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会へ情報提供を行う。

第 11 章 監査及び点検の実施

(監査)

第 48 条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第 2 章から前章までに規定する措置の状況を含む課における保有個人情報等の管理の状況について、定期的に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

(点検)

第 49 条 保護管理者は、課における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第 50 条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第 12 章 雑則

(委任)

第 51 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

